

相談支援専門員研修受講料 網走市が補助します!

網走市では、障がい福祉従事者確保のため相談支援専門員研修の受講料の一部について、次の条件を満たす場合に補助事業者に受講料の 1/2 を補助します。

【補助の申請ができる方（補助事業者）】

- ・ 障害者総合支援法等に基づくサービスを提供する市内の事業所を運営する法人（交付要綱第 2 条参照）

※研修開始時に事業所で就労している方は、個人で申請することはできません。

【補助の対象となる経費】

- ・ 補助事業者が研修事業者に支払った受講経費

※ただし、他の機関より補助・助成のあった金額を除く

【補助の対象となる受講者(下記の全てに該当)】

- ①当該年度末までに相談支援専門員研修を修了している方
- ②研修時に市内事業所で相談支援専門員以外として就労しており、かつ、補助申請時ににおいて相談支援専門員として就労が継続されている方
- ③補助事業者が直接雇用契約を結んでいる方

【提出書類】

様式については市のホームページからダウンロードまたは下記までお問合せください。

- ①交付申請書(別記第 1 号様式)
- ②所要額(精算額)調書(別紙 1-1)
- ③受講した者の就労証明書(別紙 1-2)
- ④受講経費の領収書(原本)またはクレジット契約証明書(利用証明書)等

※下記の事項が全て記載されており、宛名が補助事業者となっているものに限りします。

- ア 相談支援専門員研修事業者の名称
- イ 領収額(またはクレジット領収額)
- ウ 領収額の内訳(受講料・テキスト代等の内訳が分かるもの。別紙可)
- エ 領収日(またはクレジット契約日)
- オ 領収印

- ⑤研修機関が発行する修了証明書(写)

【申請期間】

令和 6 年 7 月 1 日(月)から令和 7 年 3 月 17 日(月)必着

【お問合せ・申し込み先】

〒093-8555 網走市南 6 条東 4 丁目

網走市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

TEL 0152-67-5425 FAX 0152-45-0111

E-mail : ZUSR-KF-FUKUSHI-SHOGAI@city.abashiri.hokkaido.jp

相談支援専門員研修受講料 網走市が補助します!

網走市では、障がい福祉従事者確保のため相談支援専門員研修の受講料の一部について、次の条件を満たす場合に補助します。

【補助の申請ができる方】

- ・研修開始時、相談支援事業所または基幹相談支援センターを運営する法人（交付要綱第2条参照）で就労しておらず、研修終了後、市内の相談支援事業所または基幹相談支援センターに速やか（概ね3ヶ月程度）に就職し、3ヶ月以上就労が続いている者。

【補助の対象となる経費】

- ・研修事業者に支払った受講経費全額
※ただし、他の機関より補助・助成のあった金額を除く

【補助の対象となる受講者(下記の全てに該当)】

- ①研修開始時点において相談支援事業所または基幹相談支援センターを運営する法人で就労していない方
- ②令和6年12月31日までに相談支援専門員研修を修了し、市内相談支援事業所または基幹相談支援センターで相談支援専門員として3ヶ月以上就労しており、その後も就労の継続が見込まれる方
※令和7年1月1日以降に修了した方については、翌年度の補助対象となる見込みです。
- ③網走市内に住所を有し、市税等の滞納がない方

【提出書類】

様式については市のホームページからダウンロードまたは下記までお問合せください。

- ①交付申請書(別記第2号様式)
- ②就労証明書(別紙1-2)
※相談支援事業所または基幹相談支援センターで就労している方のみ
- ③受講経費の領収書(原本)またはクレジット契約証明書(利用証明書)等
※下記の事項が全て記載されており、宛名が申請者となっているものに限りします。
 - ア 領収額(またはクレジット領収額)
 - イ 領収額の内訳(受講料・テキスト代等の内訳が分かるもの。別紙可)
 - ウ 領収日(またはクレジット契約日)
 - エ 領収印
- ④研修機関が発行する修了証明書(写)

【申請期間】

令和6年7月1日(月)から令和7年3月17日(月)必着

【お問合せ・申し込み先】

〒093-8555 網走市南6条東4丁目
網走市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係
TEL 0152-67-5425 FAX 0152-45-0111
E-mail: ZUSR-KF-FUKUSHI-SHOGAI@city.abashiri.hokkaido.jp